

令和7年3月27日

一関信用金庫

「非課税口座約款」の改定について

一関信用金庫（理事長 菅原 一由）は「非課税口座約款」の改定をするのでお知らせします。

記

1. 改定日 令和7年4月21日
2. 改定内容 ※下線部が改定する内容です。

改定後	改定前
2. 非課税口座開設届出書等の提出等 <u>(1) 削る</u>	2. 非課税口座開設届出書等の提出等 (1) 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当金庫および証券会社もしくは他の金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
6. 非課税口座を通じた取引 (4) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定において、2023年12月末時点で定時定額購入取引に係る契約をしている場合、2024年以降、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。定時定額購入取引に係る契約を変更または中止する場合等には、当金庫へお申し出ください。	6. 非課税口座を通じた取引 (4) 申込者が、当金庫に開設した非課税口座に設けられた非課税管理勘定において、2023年12月末時点で定時定額購入取引に係る契約をしている場合、2024年以降、以下の各号の規定により取り扱わせていただきます。 <u>2024年以降の定時定額購入取引に係る契約を変更または中止する場合等には、2023年12月20日までに当金庫へお申し出ください。</u>

<本件に係るお問合せ先>

一関信用金庫 営業推進部 お客様相談課

電話 0191-23-6111 (代表)